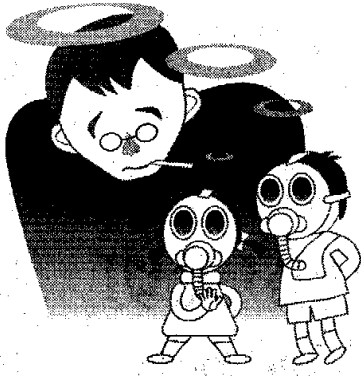


非喫煙者の健康を守る



「未成年者喫煙禁止法」(以下禁止法)が、一九〇〇年明治三十三年に制定され、今年が百周年となる。帝國議會衆議院で「このよふな神祕をひきさせ、知覚を鈍くさせるものを小学生がたしなむのは良くない。喫煙者は地位が劣り、このままでは立派な軍人になれないではないか」という趣旨での禁止法が提案され、制定された。背景には、たばこ販売の過激があった。明治の中ごろには自転車が登場するに付き、販売され小学生も買ったという。強兵のためとほ時代錯誤な感があるが、結果的に未成年者をたばこの害から守る防壁となってきた。世界に誇れる法律といわれるゆえんだ。

だが、これで未成年者の喫煙は根絶されただろうか。最近のある調査では、喫煙経験者は、中学一年男子で三〇%、女子で一七%もあり、毎日喫煙者は、高校三年男子で二五%、女子で七%に達すると報告されている。

大きな問題点は、自動販売機などで、未成年者でも自由にた

今こそ法律制定が必要

ばこを賣るのてな。たばこ自販機は、五十万台を越えて増え続けている。「未成年者がたばこを賣らない社会」をいつまでも、今こそ必死で。

また、いたる所にはこの煙が漂い、受動喫煙を強めている。実はわが国には、子どもや妊婦を含め、非喫煙者の健康をたばこから守る法律はない。映画館やデパートの売り場、電車内などの禁煙も、消防法や鉄道営業法など、火災防止の観点からの規定である。これらの採用で、かうして非喫煙者の健康が少し守られているにすぎない。「健康づくり」が叫ばれて久しいのに、何か間違っているのではないだろうか。

子どもの前では吸わない、非喫煙者のいる場所では吸わない、歩きながらはしないなど、個人個人の自覚も大切ではあるが、社会的ルールがなくては、実効性は望めない。

公共施設や一定規模以上の飲食店、事業所などは、非喫煙者がたばこの煙を吸わされないように、建物や敷地内を整備し、それらの場所での喫煙を禁ずるとともに、必要により喫煙指定場所を設けるような「非喫煙者健康保護法」の制定が、わが国でも必要とされている。

また、依存性の点からも憂慮される。早く喫煙を始めるほど害が大きくなり、成人後のリスクも高くなる。

とりわけ女性にとっては、妊娠した時、赤ちゃんにも悪影響を与え、また美容上も良いことばかりではない。

たばこの煙がなければ、この世はもっと住みやすく、楽しいのだ。子どもも大人も、吸わない人はそう願っているのだ。

(野上浩志・特定非営利活動法人「子どもと無煙環境を」推進協議会事務局長理事)